

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A水産株式会社における申立人の資格取得日に係る記録を昭和48年8月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月14日から同年12月19日まで
船員保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらったが納得できない。

私は、申立期間当時、A水産株式会社で第11A丸の機関長として勤務し、船員保険に加入していた。申立期間以外の期間については船員保険の加入記録がある。申立期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の記録及び同僚の船員保険の記録により、申立人が申立期間において、A水産株式会社が所有する第11A丸の機関長として乗船していたことが認められる。

また、申立期間当時の事業主の妻、申立人及び同僚の供述から、A水産株式会社が所有する船舶は1隻であり、乗組員の人数は20人前後だと考えられるところ、社会保険事務所が保管する同社の船員保険被保険者名簿において、申立人の船員手帳に記載されている船長を含め、22人の船員保険の加入記録が確認できることから、申立期間に係る第11A丸の乗組員のうち、申立人を除く全員が、船員保険に加入していたと推認できる。

さらに、申立期間当時の事業主の妻及び同僚は、「A水産株式会社においては、乗船時、乗組員全員が船員保険に加入していた。」と供述している上、申立人の船員手帳の記録と社会保険事務所が保管するA水産株式会社の船員保

険被保険者名簿の申立人の記録を見ると、申立人は、申立期間を除き、船員手帳において同社の乗船記録のある期間は、すべて船員保険に加入していることが確認できることから、申立期間のみ船員保険に未加入であることは不自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立期間当時の事業主の妻が、「船長と機関長の報酬は同じぐらいであった。」と供述している上、社会保険事務所が保管するA水産株式会社の船員保険被保険者名簿において、申立期間前後で申立人が船員保険被保険者資格を取得した際の標準報酬月額は、船長と同一であることから判断すると、第11A丸船長の昭和48年8月1日の同保険被保険者資格の取得時の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「漁労長が船員保険に加入しているのに、機関長のみが加入していないということはあり得ない。正しく届け出ており、保険料も納付している。」と主張しているが、仮に、事業主から申立人に係る船員保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されたものと思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ船員保険被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の船員保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場（現在は、株式会社C工場。）における資格喪失日に係る記録を昭和55年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月21日から同年7月1日まで
社会保険庁の記録では、A株式会社B工場から本社に転勤した際の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

私は、学校卒業後、A株式会社に入社し、60歳で定年を迎えるまで継続して同社で勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、株式会社D本社人事部から提出された申立人の「人事台帳」及び「在籍証明書」、並びに昭和50年から57年までの期間に同社のE工場又はF工場勤務していたと供述している同僚5人の同社における厚生年金保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間にA株式会社B工場において継続して勤務し（昭和55年7月1日にA株式会社B工場から本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA株式会社B工場における申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の資格喪失時の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「今回の年金記録の漏れは、転勤時の厚生年金保険被保険者資格の喪失に関する当社の手続ミスと考えられ、申立人からは保険料を控除しているが、

当社は、社会保険庁に保険料を納付していないと判断します。」と厚生年金保険の手續について誤りを認めていることから、事業主は、社会保険事務所の保管する記録どおり、昭和 55 年 6 月 21 日を申立人の A 株式会社 B 工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず(その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から47年6月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答を受けたが納付できない。

申立期間の国民年金保険料は母親がすべて納付してくれていた。昭和50年に結婚する際に、親がしてやれることとして国民年金保険料を任意加入期間も含めてすべて納付していると言われ、国民年金手帳を手渡された。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達前の昭和42年4月から45年10月までの期間について、A市及びB府C市で住民登録を行っていることが確認できることから、申立期間のうち43年7月から45年10月までの期間については、申立人の母親がD町において申立人を国民年金に加入させ、申立人の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、D町の国民年金被保険者名簿によると、昭和49年9月2日に申立期間後の47年7月から48年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認でき、当該納付がされた時点では、申立期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる上、申立人の母親が特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、申立人が保管している国民年金手帳及び申立人の前後に同記号番号の払出しを受けた者の状況からみて昭和49年2月ごろと推測され、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）が無く、申立人自身は、申立期間に係る国民年金への加入手続に関与しておらず、国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は既に死亡しているため、国民年金への加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から45年6月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答を受けたが、納得できない。

私が20歳になった昭和43年11月に、母親がA自治会2班（以下「自治会」という。）の世話人の勧めにより、B町（現在は、C市。）で国民年金の加入手続をした。その際、国民年金手帳をもらったと思う。

申立期間の国民年金保険料は、母親が私と兄の保険料とともに、何百円かのお金を家に来ていた自治会の世話人に渡した。その際、集金袋に世話人の方の日付印を押してもらったのを記憶している。当時、自治会では、当番を決めて集金していた。母親は、性格的に納めなければいけないお金はやりくりしても納めていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、C市の被保険者名簿によると、昭和47年9月18日に申立期間直後の45年7月から47年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから、当該納付がされた時点では、申立期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、C市が保管している昭和43年度から47年度までの地元自治会が作成していた国民年金保険料納入記録である「国民年金保険料納入表」によると、申立人には47年度の納付記録はあるが、43年度から46年度までの納付記録が無く、申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を自治会の集金により納付した形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和47年6

月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）が無く、申立人自身は、申立期間に係る国民年金への加入手続に関与しておらず、国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は高齢であり申立期間当時の詳細な状況について聞くことができないため、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 20 日から 41 年 1 月 10 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらったが納得できない。

私は、申立期間当時、A 現像所（現在は、株式会社 A 現像所。）に勤務し、厚生年金保険被保険者として、給与から同保険料を控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真（申立期間である昭和 40 年に A 現像所の同僚と一緒に撮影）及び申立期間当時の勤務内容についての申立人の主張から、入社日の特定はできないものの、申立人が A 現像所において勤務していたことは推認できる。

一方、社会保険事務所が保管する A 現像所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得しているのは、昭和 41 年 1 月 10 日となっていることが確認できるところ、申立人は、「被保険者原票の氏名が婚姻後の姓になっていることから、同原票は信用できず、社会保険事務所において、私の記録が失われた。」と主張しているが、申立人から提出された申立人の戸籍謄本によれば、申立人は同年 10 月 28 日に婚姻していることが確認できるものの、申立人の婚姻については、その旨の届出が無ければ社会保険事務所が知り得ない事実である上、申立人が、「結婚したことを当初会社には言っていなかったが、妊娠が分かり、母子手帳が必要となったため、昭和 42 年 1 月に会社に対して結婚の報告をした。」と供述していることから判断すると、事業主が、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得届を同年 1 月以降に 41 年 1 月 10 日にさかのぼって届け出たもの

と推認できる。

また、申立人提出の写真に写っている同僚の人数及び申立人の供述から、申立期間当時、A現像所においては、約 20 人の従業員が勤務していたことがうかがえるが、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に厚生年金保険被保険者として記録が確認できる同僚は 8 人であり、申立人が氏名を記憶している同僚 21 人中 7 人については、同社において、昭和 39 年 8 月 1 日から 42 年 12 月 1 日までの期間、健康保険厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に氏名は確認できない上、健康保険番号の欠番も無い。

さらに、A現像所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 39 年 8 月 1 日から 42 年 12 月 1 日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している申立期間当時の事業主を含めた同僚 31 人のうち、供述を得られた 9 人中、事業主を含めた 4 人は、申立人が同社において勤務していたことは記憶しているが、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについての記憶は無く、そのうちの 2 人は、それぞれ、「申立期間当時、A現像所は個人事業所であり、数か月の見習期間があったと思う。」、「私は、昭和 41 年に入社後、2年間勤務していたが、最初の1年間はアルバイトであった。」と供述していることから判断すると、申立期間当時、同社においては、入社後に数か月の試用期間があり、試用期間後においても、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、A現像所における申立人の雇用保険の被保険者資格は確認できない上、同社は、申立期間当時の社会保険関係の資料を廃棄していることから、申立人の勤務形態及び申立人に係る厚生年金保険料を給与から控除していた事実を確認できる関連資料等は無い。

また、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月から26年6月まで
昭和24年3月から26年6月までの期間、A県B保健所の結核予防課において勤務していたのに、その間の厚生年金保険の加入記録が無い。
B保健所OB会名簿及び同会に出席していた同僚の写真があるので、申立期間当時、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A県職員課及び財団法人A県C協会（財団法人A県C協会は、財団法人D会A県支部と財団法人A県E協会が統合して設立。）に対する照会の結果、及び申立人から提出された平成16年B保健所OB会名簿に氏名の記載のある同僚の供述から、申立期間当時、B保健所内にD会A県支部B出張所が存在しており、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同出張所において同支部の臨時職員として勤務していたと推認できる

一方、社会保険事務所が保管する事業所番号索引簿によれば、財団法人D会A県支部が厚生年金保険適用事業所に該当したのは、昭和34年6月1日であることが確認できる上、A県B保健所及び財団法人A県C協会が同保険の適用事業所に該当したのは、それぞれ37年4月1日及び41年4月25日であることが確認できる。

また、財団法人A県C協会の担当者は「当時の書類が残っていないので確認することはできないが、申立期間当時、財団法人D会A県支部の仕事は、県の職員又は臨時職員が担当していたと思われるが、昭和34年ころには、同支部として正規職員を採用するようになったことから厚生年金保険の適用事業所として届け出たものと思われる。」と供述しており、申立期間当時、申立人がA県B保健所で勤務していたことを供述している同僚は、「申立期間当時、B保健所には、県の職員以外にD会等が臨時雇用した人が3人ほど

いた。」と供述していることから、申立人が勤務していた財団法人D会A県支部もしくはA県B保健所内の同支部B出張所は、申立期間当時、ともに厚生年金保険適用事業所の要件を満たしていなかったものと推認できる上、申立人は給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶が無く、供述を得られた同僚も「D会の給与支払日が異なっていた記憶はあるが、D会で勤務していた人の雇用形態等はわからない。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する財団法人D会本部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同会本部が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは、昭和21年4月1日であることが確認できるが、同会本部は「D会本部と各県の支部は、別組織で独立していることから、各県支部の給与関係、社会保険関係業務はそれぞれの支部が行っており、本部では、各県支部職員についても把握していない。」と供述している上、同名簿には申立人の氏名が確認できず、健康保険番号に欠番も無い。

加えて、A県及び財団法人A県C協会には、申立期間当時、B保健所において勤務していた臨時職員に関する書類が残されていないことから、申立人の申立期間当時の雇用状況及び厚生年金保険の取扱状況に関する関連資料を得ることができない。

また、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年12月21日から20年9月11日まで
社会保険事務所に、厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A鉄工有限会社で勤務した申立期間については、脱退手当金を支給済みであるとの回答をもらった。当該事業所を退職したときに、脱退手当金を請求した覚えは無いし、受給した覚えも無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給決定額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和20年12月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという他に脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 2 月

社会保険事務所に株式会社Aで勤務していた期間の厚生年金保険加入について照会したところ、平成 12 年 1 月までの加入であることがわかった。

しかし、平成 12 年 2 月分の給与支給明細書において厚生年金保険料の控除が記載されているので、同年 2 月の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「株式会社Aには平成 12 年 1 月 31 日まで勤務した。」と供述しており、雇用保険の加入記録においても同日に当該事業所を離職したことが確認できることから、申立期間において申立人が当該事業所において勤務していないことが確認できる。

また、申立人から提出のあった平成 12 年 2 月の給与支給明細書によると、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるが、株式会社Aの事務担当者は、「給与は毎月 20 日締め、末日支払いであり、厚生年金保険料を当月控除していた。退職後の保険料が控除されることは無い。」と供述していることから、同年 2 月分の給与から控除された厚生年金保険料については、当該事業所が誤って控除していたものと認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、平成 12 年 2 月の厚生年金保険料を事業主により同年 2 月分給与から控除されていることが確認できるが、申立期間について、申立人は当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 11 月 11 日から 32 年 2 月 6 日まで
平成 20 年にねんきん特別便が届き、社会保険事務所へ行って厚生年金保険の記録を確認した時には脱退手当金を受給している記録は無かったのに、その後、社会保険事務所から送られて来た厚生年金保険の記録では、申立期間について脱退手当金を受給していることになっている。脱退手当金をもらった記憶は全く無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立期間に係る A 農業協同組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 32 年 2 月 6 日の前後 3 年以内に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている者一人は、「結婚のため B 農業協同組合を退職する際、一時金をもらった。『これは退職金です。』と言われたが、よく分からなかったので実家に近い C 農業協同組合へ行って確認したところ、『退職金をもらったので年金の記録には入らない。』と言われた。B 農協の方で手続をしてくれたと思う。」と供述しており、申立人も「結婚退職だったので、祝金はもらったかもしれない。」と供述しているほか、申立期間当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主により代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から 22 日後の昭和 32 年 2 月 28 日に支給決定されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には脱退手当金を支給決定したことを示す記載があり、申立期間の脱退手当金は、支給決定額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月から 43 年 2 月 1 日まで
自分の年金記録について社会保険事務所へ照会したところ、A鉄工株式会社での厚生年金保険被保険者期間は昭和 43 年 2 月 1 日から同年 11 月 1 日までとの回答があった。
自分の記憶では、当該事業所への入社時期は昭和 41 年 10 月ころのはずであることから、今一度、詳細な調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主、現事業主及び申立期間当時の同僚の供述から、申立人は、A鉄工株式会社のB県C市D町から同市E町への移転作業が行われていたと思われる昭和 41 年 10 月ころ（法人登記簿謄本では本店所在地の変更年月日は昭和 42 年 1 月 19 日）から、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票で申立人が当該事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる 43 年 10 月 31 日まで、当該事業所において継続して勤務していたことは推認できる。

一方、申立期間当時の事業主は、「申立期間当時は、会社設立後間もない上、新社屋を建てたことから本業に傾注していた時期であり、自分自身の年金記録すら欠落している期間があることを踏まえると、その当時において、厚生年金保険に係る事務手続を適正に行ったと言いきる自信は無い。」旨の供述をしており、社会保険事務所が保管するA鉄工株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、当該供述のとおり、申立期間当時の事業主は、申立期間を含む申立人よりもさらに長い期間、厚生年金保険被保険者でなかったことが確認できる。

また、申立人及び関係者の供述によれば、申立人がA鉄工株式会社を退職してから申立人の後任者が入社するまでの期間は長くても数か月程度と考え

られるが、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票では3年以上となっていることから、申立期間当時の当該事業所には、採用後、相当期間、厚生年金保険被保険者としえない処遇が存在したことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するA鉄工株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間当時の厚生年金保険被保険者の中に申立人の氏名は確認できない。

加えて、当該事業所は申立期間当時の関係資料を既に廃棄しており、現在の事業主は申立期間当時の社会保険関係手続については不明と供述していることから申立期間当時の事情は確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。